

“TOKYO PRO-BOND Market”の創設について

平成22年11月

株式会社 TOKYO AIM取引所

TOKYO *AIM*


TOKYO
STOCK EXCHANGE
GROUP

 **London**
Stock Exchange

Copyright (c) 2010 TOKYO AIM, Inc. All rights reserved.

- 2010年11月10日 制度概要を公表
(パブリックコメント 12月9日(木)まで)
- 2011年1~2月 取引所(TOKYO AIM)規則の認可・公表
- 2011年3~4月 市場の開設(←最初の発行)

6月18日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」では、「強い経済」の実現に向けた金融戦略のうち、早期実施事項（2010年度に実施する事項）として、「プロ向けの社債発行・流通市場の整備」を掲げている。

（一部抜粋）

金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。

具体的には、ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現するため、プロ向けの社債発行・流通市場を整備するとともに、外国企業等による我が国での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を実施する。

■ コンプライアンス、投資家保護への傾斜



- ✓ 起債準備期間の長期化、発行体の事務負担の増大
- ✓ 起債ウィンドウの縮小
- ✓ 起債の過密化
 - 投資家の銘柄選別の困難化
 - 発行条件のタイト化
 - 資金調達の自由度の低下

■ 機関投資家向け公募制度の不存在

✓ 100万円額面の個人向けも1億円額面の機関投資家向けも、制度は同じ。

証券業協会の引受け審査規則も同じ。

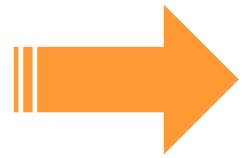
✓ 適格機関投資家私募は力不足

- 統一的なルールの不存在
 - － 投資家の買いにくさ
 - － 発行体の使いにくさ



✓ ユーロ市場への流出

- 日本の発行体、日本の投資家、日本の証券会社でユーロで起債。
⇒ 弁護士費用、会計専門家の費用が巨額。



日本版MTN市場として “TOKYO PRO-BOND Market”を創設

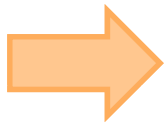
- プロ向け市場制度(2008年改正金融商品取引法)を活用
- 東証グループで運営
- ユーロMTN市場並みの発行機動性、柔軟性を実現
- 公募市場並みのAuthorityを付与、投資家を確保

法定開示書類の大幅な簡素化
= 証券情報のみで起債が可能



- ✓ 現在の公募債の引受審査規則は適用されず。
 - ✓ 発行体、引受証券会社に係る法的リスク及び事務負担の大幅な軽減。
 - ✓ 引受審査をめぐる現状の問題の解決が可能に。
-
- ✓ 額面1億円のプロの市場であることから、「個人投資家保護」の文脈から切り離される。

- ロンドン、ルクセンブルク市場と同様のリスティング＝発行市場を、東証の子会社であるTOKYO AIMが運営（TOKYO AIMとは別市場）



- ✓情報の統一
- ✓投資家の信頼

さらに...

- 英文開示が可能となりサムライ債市場が拡大
- 将来の流通市場の整備に向けた第一歩
- Asian-wideな社債市場へ